

特 記 仕 様 書

- 1 この仕様書は、下水道管路施設更生工事（2工区）に適用する。
- 2 設計図書の優先順位は、監督員が指示する場合を除き ①設計図書に対する質問回答書 ②特記仕様書 ③共通仕様書 ④金抜き設計書 ⑤図面とする。
- 3 施工に当たっては、この仕様書に記載されたものの他、設計書、図面、現場説明書（質問回答書を含む。）及び「土木工事共通仕様書」、「下水道工事標準仕様書（管渠編）」、「道路土工指針」、「コンクリート標準示方書」などの各種指針・仕様書等並びに関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

土木工事共通仕様書に香川県土木部とあるものは、高松市と読み替える。

土木工事共通仕様書に記述されている要領、要綱等のうち、高松市に該当する要領、要綱等がある場合は、それを遵守しなければならない。
- 4 受注者は、契約金額が 500 万円以上の工事にあつては、工事着手前に工事目的物を完成するため必要な手順や工法等について、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

また、契約金額が 500 万円未満の工事についても、監督員の指示があつた場合には、施工計画書を作成し提出しなければならない。
- 5 契約工期の2週間前までに現場作業を完了すること。
- 6 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した場合には、その旨を直ちに監督員に通知するとともに、その内容が確認できる資料等を作成し、確認を請求しなければならない。
 - 1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - 3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又

は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

5) 工事設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状況が生じたこと。

7 受注者は、設計図書の内容を変更する必要があるときには、監督員の指示に基づき実施するものとし、監督員の指示があった場合には、変更に関する図面、数量計算書等を作成し、速やかに提出しなければならない。

8 受注者は、設計図書に記載されていない事項等が生じた場合には、直ちに關係する事項が確認できる資料を作成し、監督員に報告の上、その指示を受けなければならない。

9 受注者は、契約金額が 500 万円以上の工事にあつては、約款第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員に報告しなければならない。

また、契約金額が 500 万円未満の工事についても、監督員の指示があった場合には、履行状況を報告しなければならない。

10 受注者は、契約金額が 500 万円以上の全ての工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、工事監督員の確認を受けた上、（一財）日本建設情報総合センターに 10 日以内（土・日曜日、祝日を除く）に登録しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを工事監督員に提出しなければならない。

11 受注者は、契約金額が 4,500 万円以上の工事にあつては、主任技術者を当該工事現場に専任配置しなければならないが、契約金額が 4,500 万円未満で専任配置の必要が無い場合においても、コンクリート打設等の重要な作業時には必ず立ち会い、技術上の管理、指導等に当たらなければならない。

12 受注者は、施工体系図を作成し、監督員に提出するとともに、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

13 受注者は、下請契約を行う場合は、建設業法第19条の規定に基づき、必ず書面にて行わなければならない。また、下請契約を締結したときは、建設業法施行規則に基づく事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督員に提出しなければならない。なお、下請契約にあつては、次に定めるところによる。

① 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

② ①の規定にかかわらず、受注者は、直接下請契約を締結する下請負人において、次のいずれにも該当する場合には、社会保険等未加入建設業者を当該下請負人とすることができる。

ア 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 受注者が、発注者の指定する期間内に、社会保険等未加入建設業者が①アからウまでに掲げる届出をしたことを確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出した場合

③ ①の規定にかかわらず、受注者は、②の下請負人以外の下請負人において、次のいずれかに該当する場合には、社会保険等未加入建設業者を当該下請負人とすることができる。

ア 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

④ 受注者は、次の各号に掲げるときには、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 社会保険等未加入建設業者が②に掲げる下請負人である場合において、発注者が②アに定める特別の事情があると認められなかったとき、又は受注者が②イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した

下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額

イ 社会保険等未加入建設業者が③に掲げる下請負人である場合において、発注者が③アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が③イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の100分の5に相当する額

14 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内及び追加購入があった場合には工事完成時に、所定の様式により監督員に提出しなければならない。

15 受注者は、安全教育（訓練）に関する講習会等について、工期が1か月以上の場合は、月1回（半日）以上の頻度で、全ての作業員を対象に実施しなければならない。

また、その内容を記入した記録表等を監督員に提出するとともに、工事日報にも記載しなければならない。

16 受注者は、設計図書及び関係図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS 又は設計図書等で指示する方法により、受注者の費用負担において品質管理試験等を行わなければならない。

17 品質管理資料、実工程表、工事写真及びその他工事に関連する必要な資料については、検査時に提出しなければならない。

また、これらについては、工事施工途中においても常に整理し、監督員から請求があった時には、直ちに提示しなければならない。

なお、コンクリート等の主要資材については、材料に関する材料試験表、配合報告書等、施工に関する各種試験結果表等について、監督員から請求が無くとも、事前又は各段階ごとに提示しなければならない。

18 土木構造物の耐久性を向上するために、工事施工時におけるコンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策については、「コンクリートの耐久性向上」によるものとするが、フレッシュコンクリートにおける許容塩化物量については、0.3kg/m³(Cl)以下とし、

できるだけ小さくなるよう努めなければならない。

また、アルカリ骨材反応の抑制についても共通仕様書に記載された三つの対策のうち一つ以上を採用し、実施しなければならない。

- 19 セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良及び改良土の再利用を行う場合には、六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で土壌中に溶出するおそれがあるため、配合設計、施工中、施工後等の各段階において監督員と協議の上、「六価クロム溶出試験」、「タンクリーチング試験」等を実施しなければならない。
- 20 受注者は、出来形測量を行い、その結集を基に数量算出要領及び設計図書に従い、出来形表、出来形図等を速やかに作成し、監督員から請求があったときには、直ちに提出しなければならない。
- 21 中間・竣工検査における中心杭等必要な基準点の設置については、監督員の指示を受け受注者の負担において行うものとする。
- 22 受注者は、高松市工事成績評定要領第4条第3項の規定に基づき、「創意工夫」、「社会性等」に関して、当該工事における実施状況をしゅん工の10日前までに書面にて提出することができる。
- 23 受注者は、工事施工場所において、地元関係者から工事に関する要望があった場合には、速やかに監督員に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
- 24 工事の施工に当たっては、「土木工事安全施工技術指針」等に基づき、工事中の事故防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等が及ばないように十分に注意しなければならない。
- 25 供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月）に加え、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（平成18年3月）等についても参考に交通安全管理を実施するものとし、より一層の対策を講じなければならない。

26 工事の施工に当たっては、「工事現場における工事中標示板の設置基準（案）」（香川県：平成18年6月）により、工事の目的、工事期間、施工主体及び施工業者等に関する事項を掲示した工事中標示板を設置しなければならない。

27 本工事の作業日には、工事施工箇所に常時3人の交通誘導警備員を配置して一般交通や工事車輛等の誘導に当たるものとする。本工事では、延べ69人の交通誘導警備員を予定している。

なお、本工事の設計変更により交通誘導警備員の延べ人数に増減が認められた場合又は、一・二級検定合格警備員以外の交通誘導警備員の配置が認められた場合は設計変更の対象とするが、受注者の責により増員となった交通誘導警備員については、設計変更の対象としない。

28 受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき、所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を監督員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】（H18.12.1 付け、18 技企第 8002 号…一部修正(H27.6.1)）

（交通誘導警備員の資格等区分）

- ① 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ② 警備指導教育責任者資格証取得者
- ③ 交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注2）

（業務の区分）

- ・ 特定の種別の警備業務（注1）

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①の者を1人以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

- ・ 特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1人以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるもの（注3）において行うものをいう。

注2：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

注3：都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

（令和3年4月1日現在、高松市に係る路線）

国道（3路線）…国道11号、国道32号、国道377号

主要地方道（4路線）…県道高松長尾大内線、県道三木国分寺線、県道高松善通寺線、県道三木綾川線

一般県道（4路線）…県道太田上町志度線、県道川東高松線、県道檀紙鶴市線、県道高松志度線

その他（1路線）…通称さぬき浜街道（高松市寿町1丁目3番6地先を起点とし、観音寺市豊浜町姫兵905番1地先を終点とする路線）

29 受注者は、掘削工事に当たってはガス管・上下水道管・通信送電ケーブル等の地下埋設物等について工事着手前に十分な調査・確認を行い、監督員に報告するとともに、その所有者と工事施工の各段階において保安上必要な措置を協議の上、その対策を決定した後、実施しなければならない。

30 ダンプトラック等による過積載等の防止について、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2) 過積載を行っている資材納入業者から資材の購入をしないこと。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促

進すること。

6) 下請契約の相手方又は資材搬入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

7) 1) ～ 6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

31 受注者は、排出ガス対策型機械の使用を設計図書にて指定されている場合はもとより、それ以外の場合でも、可能な限り排出ガス対策型機械の使用を考慮しなければならない。

また、使用する際には施工計画書等にその旨を明記して監督員に報告するとともに、検査時に工事写真等により確認が行えるようにしなければならない。

32 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に該当する対象建設工事については、法律を遵守し、特定建設資材の分別解体及び再資源化等に努めるとともに、再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、解体工事を下請に出す場合は、施工体系図で解体業者名及び解体業許可の記載をすること。

33 受注者は、工事着手前に建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、処理・処分等の方法及び処理業者等への委託内容について「廃棄物処理計画」を作成するとともに、「再生資源利用促進計画書」により搬出先、搬出量等について、「再生資源利用計画書」により供給元、利用量等について、監督員に確認を得なければならない（請負代金 500 万円以上の場合は施工計画書に含まれる。）。

また、解体を含む工事については、「解体工事に係る計画」により廃棄物の種類ごとの発生量予測、解体工事の施工方法、廃棄物の再資源化や適正処理の方法等について、監督員に確認を得なければならない。

なお、監督員の確認後において、内容に変更がある場合にも、再度、確認を得るものとし、作成した再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書については、工事完成後 5 年間保存しなければならない。

建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成しようとするときは、あらかじめ以下の事項を確認した上で計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した書面（電磁的記録も

可)を作成するものとする。

①工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条第 7 項又は第 4 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること

②再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下の事項

- ・当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること
- ・当該行為が同法第 21 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること
- ・再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに上記の確認の結果を記載した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。

上記の確認の結果を記載した書面は計画の一部として、計画本体と同様、作成時に発注者へ提出及び報告、内容の変更時に発注者へ報告するものとし、現場掲示により公衆の閲覧に供するほか、計画を作成した工事の完成後 5 年を経過する日まで保存するものとする。

建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請業者等）に対し、以下の事項を記載した受領書（電磁的記録も可）の交付を求めるものとする。

- ①搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地
- ②搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- ③搬出元（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）の名称及び所在地
- ④建設発生土の搬出量
- ⑤建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

また、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたときは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認するとともに、当該

受領書又はその写しを工事完成日から5年を経過する日まで保存するものとする。

建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は当該工事現場に係る元請業者等）に対し、速やかに、上記の①～⑤の事項を記載した受領書を交付するものとする。

34 受注者は、廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結しなければならない。

また、契約締結後は、速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを監督員に提出しなければならない。

35 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から写し等の提出を求められたときには、その指示に従うものとする。

36 受注者は、工事完成后、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成して、工事監督員にその電子データを提出しなければならない。また、発注者からの請求に応じて実施結果を報告しなければならない。なお、それらの記録を工事完成后5年間保管しなければならない。

37 建設発生土については、以下の場所に指定処分するものとし、処分条件を変更する場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

処分場名：

運搬距離： km

38 産業廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊及び建設汚泥）については、処理業の許可を受けた以下の再資源化施設（再生クラッシャーラン又は再生アスファルト混合物等の再生材を製造している施設）に指定処分するものとし、処分条件を変更する場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

また、実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」等を遵守しなければならない。

い。

コンクリート塊

処分場名 :

運搬距離 : km

アスファルト塊

処分場名 :

運搬距離 : km

建設汚泥

処分場名 :

運搬距離 : km

39 受注者は、再生材（再生クラッシャーラン又は再生アスファルト混合物等）の使用工種等については、適正な品質を確保しなければならない。

40 伐採材、伐根材（又は剪定枝、刈り草）については、処理業の許可を受けた以下の再資源化施設（又は一般廃棄物処理施設、中間処理場、最終処分場等）に指定処分するものとし、処分条件を変更する場合は、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

また、実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」等を遵守しなければならない。

処分場名 :

運搬距離 : km

処分方法 :

実施条件 :

41 盛土材料については、以下の工事からの建設発生土を利用するものとする。

なお、搬出側との協議等で使用が困難な場合は、監督員と協議を行い、必要と認められる経費については、設計変更の対象とする。

搬出工事 :

運搬距離 : km

実施条件：

使用工種：

42 埋戻材等は、現場発生土を流用することとするが、土質の状態等により購入土等に変更する場合は、溶融スラグを混入することとし、監督員と協議すること。

43 埋戻材等に溶融スラグを用いる場合は、溶融スラグ利用ガイドライン及び溶融スラグ利用マニュアルに従って施工すること。

受取場名： 南部クリーンセンター

運搬距離： km

運搬方法： t ダンプトラック運搬

実施条件： 運搬及び施工時は、飛散しないようシートで養生するとともに、溶融スラグには針状のものが含まれている可能性があるため、防塵めがね、防塵マスク、手袋等を必ず着用すること。

44 現場条件により作業に制限を受ける工種に、以下の労務補正を行っている。

表示項目	条 件	採用の有無
時間補正	国道・県道部の作業において時間制限を受ける (9:00～16:00)	無
夜間補正	作業が深夜割増の時間に係る (21:00～6:00)	有

45 借地

用 途：

場 所：

面 積： m²

期 間： か月

46 水替

規 格：

台 数： 台
排水方法： 排水
期 間： 日

47 本工事の施工に伴い、仮設迂回路、仮設駐車場及び残土等仮置場の用地として借地料を当初設計書で計上しており、当該用地を有償で借地をする場合は、その位置図、地権者名、借地面積、借地料、借地期間等の資料を添付した「借地承認願」を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

なお、借地交渉において地権者の要望等で監督員の立会又は交渉を必要とするときは、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

また、残土等の仮置場用地として借地した土地の面積及び借地料については、設計変更の対象としないものとし、工事竣工書類にこれらの借地契約書の写しを添付しなければならない。

48 本工事で使用する仮置場において、粉じんが飛散するおそれのある残土等仮置場の面積が500㎡以上の場合、高松市公害防止条例及び同条例施行規則に基づき、その設置の工事開始の30日前までに、市長に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

また、当該届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 1) 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）
- 2) 名称及び所在地
- 3) 事業の内容
- 4) 公害防止の措置
- 5) その他市長が必要と認める事項

49 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若し

くは関与するものをいう。) その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。) から不当要求行為(不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。) を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

50 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

1) 受注者は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

3) 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、監督員が別に指示したときは当該方法によるものとする。

4) 受注者は、前3号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに監督員に報告し、その指示に従うものとする。

51 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。なお、5) 以外は法定事項である。

1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合

においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- 2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- 3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- 4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- 5) 本市発注の建設工事の設計は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7) 受注者は、本工事において法定外の労災保険に付さなければならない。
- 8) 1) から7) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

52 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月6日付け建設省厚発38-2号）において明確にされている総合・専門業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

53 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局

コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

54 積算について、高松市では、土木工事標準積算基準書（香川県土木部）に準拠しており、積算基準、建設機械損料及び産廃処分費の年度改定を通常は、8月に行っています。

なお、実施単価は、5月、11月、市場単価は、5月、8月、11月、2月に改定を行い、また、変動単価（燃料油、鋼材等）の改定は、毎月（4月、10月除く）行っています。

※ 令和4年11月から当面の間、最新の取引価格を適正に反映するため、「積算資料電子版」及び「Web建設物価」に掲載されている資材単価については、毎月（4月、10月除く）、単価の改定を行います。

55 本工事は、電子納品対象工事である。受注者は、電子納品を希望する場合は、「高松市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき、発注者と事前協議を行うこと。

56 本工事は、情報共有システム試行対象工事である。受注者は、システムの利用を希望する場合は、「高松市情報共有システムの試行利用に関する要領」に基づき、発注者と事前協議を行うこと。

57 本工事は、建設現場の遠隔臨場試行対象工事である。受注者は、遠隔臨場を希望する場合は、香川県の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を準用し、発注者と事前協議を行うこと。ただし、利用するWeb会議アプリは、「Zoom」に限ることとする。

58 本工事は、高松市週休2日モデル工事実施要領に定める週休2日モデル工事（発注者指定型）である。

59 本工事は、「工事現場の熱中症に関する現場管理費補正の試行」対象工事であり、香川県の運用を準用する。

- 60 本工事は、「工事現場における熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への計上」対象工事であり、香川県の運用を準用する。
- 61 単品スライドについては、令和8年4月28日付け8技企第28194号「香川県工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）に関する当面の運用について」を準用する。

特記仕様書【管更生（複合管）】

第1節 一般事項

1.1 適用

- (1) 本仕様書は、下水道管きよの更生工事に対して、下水道本管を複合管により更生させる工事に適用する。
- (2) 本仕様書に特に定めのない事項については、「下水道工事標準仕様書（管きよ編）」（高松市都市整備局下水道部）及び「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2026 年版-」（（公社）日本下水道協会）によるものとする。
- (3) 受注者は、（公財）日本下水道新技術機構による建設技術審査証明を受けた管更生工法の協会又は団体に加入している者であること。

1.2 適用工法

- (1) 本仕様書の適用工法は、複合管の製管工法である。
- (2) 受注者は、工法を採用するに当たっては、公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2026 年版-」（（公社）日本下水道協会）で示す「要求性能」に適合する工法とする。

第2節 施工の条件

2.1 施工現場の条件及び既設管調査・前処理

- (1) 受注者は、工法の選定に当たっては、（公財）日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず現場の施工条件に適合する工法及び「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2026 年版-」（（公社）日本下水

道協会)で示す「要求性能」に適合する工法としなければならない。

- (2) 受注者は、作業に当たっては、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。
- (3) 受注者は、作業に当たっては、仮締切を必要とする場合は監督員の承諾を得なければならない。この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
- (4) 受注者は、事前の気象情報等により降雨が予想される場合は、気象条件に十分注意を払い、雨、出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じること。
- (5) 受注者は、管路内作業等に伴い発生する異臭について、臭気対策を講じ、施工計画書に明記するとともに、現場において適正な対応を行うこと。
- (6) 受注者は、マンホール内及び管きよ内部で作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時監視し、換気等事故防止に必要な措置を講じなければならない。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録保存し、監督員が提示を求めた場合はその指示に従うものとする。
- (7) 受注者は、管きよの更生に先立ち、既設管きよ内を洗浄するとともに既設管きよ内を目視又はTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は、既設管径、延長、取付管位置、浸入水処理、モルタル除去とし、その結果をまとめ、監督員に提出しなければならない。
- (8) 受注者は、作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見したときは速やかに監督員に報告するものとする。なお、破損等の状況により管更生工の施工ができない場合は、速やかに監督員に報告し、布設替等について協議するものとする。
- (9) 受注者は、既設管調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、監督員と協議し、管きよ更生工事に支障しないように切断・除去等により処理しなければならない。

- (10) 「重要な幹線等」については、レベル1地震動に対して設計流下能力を確保し、かつ、レベル2地震動に対して流下機能を確保すること。また、「その他の管路」については、レベル1地震動に対して流下能力を確保すること。
- (11) 耐荷重（T-25、T-14）は、管更生数量計算書の路線毎の荷重条件を使用すること。
- (12) 受注者は、本管更生に当たっては、施工前に設計更生管の耐震性について確認しなければならない。

第3節 更生管きよの仕様

3.1 更生管きよの構造仕様

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出する。

(1) 更生管きよの評価

既設管きよの残存強度を勘案し、既設管きよと更生材が構造的に一体として、新管と同等以上の耐荷性能及び耐久性等を有すること。

(2) 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。ただし、鉛直土圧については周辺地盤が乱される場合を想定し、土被り2 mまでは直土圧公式、それ以上の土被りの場合は、2 m直土圧公式の値とヤンセン公式（仮想掘削幅は既設管内径）の値のうち大きい方を採用するものとする。

(3) 更生管きよの構造計算

更生管きよの構造計算は終局耐力を評価できる限界状態設計法によることとする。ただし、JSWAS A-1 の外圧試験に基づき申告値以上又は新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。

第4節 施工計画

4.1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たっては、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出する。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 工事概要 | (2) 職務分担及び緊急時の連絡体制 |
| (3) 工事記録写真撮影計画 | (4) 実施工程表 |
| (5) 施工工法 | (6) 主要機械 |
| (7) 主要資材 | (8) 材料設計及び水理性能評価 |
| (9) 材料品質証明の内容 | (10) 前処理計画 |
| (11) 施工管理 | (12) 品質管理 |
| (13) 環境対策 | (14) 安全・衛生管理 |
| (15) 材料の製造から使用までの保管期間と保管方法 | |
| (16) 材料の運搬方法 | (17) 工事記録等の管理 |
| (18) その他、監督員の指示事項等 | |

4.2 技能講習修了証

受注者は、選定した工法の技能講習修了者を、当該作業中は現場に配置し施工すること。なお、技能講習修了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。

4.3 施工工法

受注者は、管きょ更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出する。

4.4 その他の留意事項

- (1) 受付者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペース及びマンホール、ます（枙）の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出する。
- (2) 受注者は、工事着手前に監督員と協議の上、地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

第5節 施工管理

5.1 施工管理

- (1) 受注者は、工事を安全に実施し、かつ、品質を確保するために、スパンごとに、工程、安全・衛生、施工環境について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮通水を含む）まで完了させる。
- (3) 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するとともに、施工計画書の変更を行う。

5.2 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じる。

- (1) 下水管きよ更生工法における安全管理
 - ア 有資格者の適正配置
 - イ 下水管内作業に適した保護具の着用
 - ウ 施工前の安全対策（情報収集、雨天時ルールの確認、緊急時の避難計画等含む）
 - エ 施工時の安全対策
 - オ 周辺対策への対策

力 災害防止についての対策

- (2) 酸素欠乏、有毒ガス等の安全対策
- (3) 供用中の施工における排水対策
- (4) 挟まれ事故等に関する安全対策
- (5) 安全に関する研修、訓練

5.3 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じる。

- (1) 工事広報
- (2) 粉じん対策
- (3) 臭気対策
- (4) 騒音・振動対策
- (5) 温水・排水対策
- (6) 宅内逆流噴出等対策
- (7) 工事排水の水質対策

第6節 品質管理

6.1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、施工計画書の品質管理計画に記載された「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「しゅん工時の品質管理」に基づき十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告する。

また、各施工段階における品質管理として必要な試験について試験項目、試験頻度、試験実施予定日、試験方法、管理値の詳細を記した試験計画書を別途作成し、試験実施前までに監督員に提出する。試験のためのサンプル採取と試験結果確認日が異なる試験については、採取日と試験実施の両方を記載するとともに、試験が本管更生工事のものであることを判別できる

ようにする。

6.2 施工前の品質管理

受注者は、使用する更生材料等の現場搬入、受入れに対して材料等品質に影響がでないように細心の注意を払うとともに、工事着手前に当該材料等の品質を確認するために適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出する。

6.3 施工時の品質管理

受注者は次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理する。

受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理するとともに、充填材注入については自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出する。

- (1) かん合状態の確認
- (2) 充填材性状確認
- (3) 充填材の圧縮強度の確認
- (4) 充填材の圧力管理
- (5) 充填材注入量管理
- (6) 完全充てんの確認

施工時に確認すべき試験（圧縮強度）

工場認定制度（Ⅱ類）	無し	有り
圧縮強度試験（充填材） ※	実施(1回/100m) 既設管 800m以上は注入日 毎に 1 回	実施（1回/100m） 既設管 800m 以上は注入 日毎に 1 回

※供試体の例：供試体は、現場で混練し充填するモルタルに対して円形供試体（50mm×100mm）を JSCE-F506 に準じて作成（4週用4本、必要に応じて4週以外の材齢も作成）する。

なお、充填材の圧縮強度試験に用いる供試体は、管きょ更生時(充填材注入時)に該当材料を

採取して別途成型した供試体（既設管径に応じた採取頻度で採取）を使用する。

圧縮強度試験は、この供試体を用いて所定の日数経過の後、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で行い、その試験結果を監督員に提出すること。

6.4 しゅん工時の品質管理

受注者は、実際に現場で更生した更生管きよのマンホール管口に突き出た表面部材を採取し、発注者の認めた一般財団法人を含む公的試験機関や ISO/IEC17025 認定試験所で耐薬品性試験を行うこと。

ただし、日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている工法については、認定工場制度における認定工場からの検査証明書類を別途提出することにより、しゅん工時の耐薬品性試験を省略できる。また、その試験結果を監督員に提出すること。

しゅん工時に確認すべき試験

工場認定制度（Ⅱ類）	無し	有り
耐薬品性試験	実施※（工法毎）	－

第7節 出来形管理

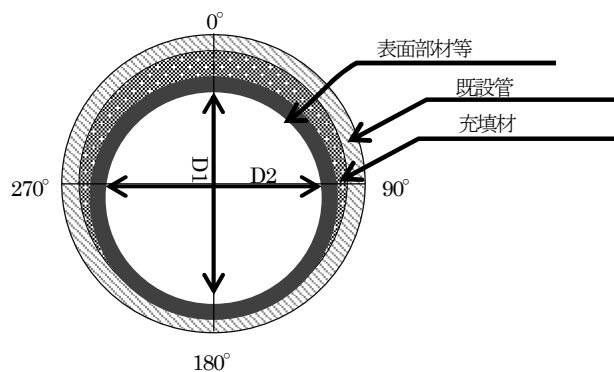
7.1 寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径（高さ、幅）、延長を 7.2 に示す図と同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出すること。

7.2 更生管きよ仕上がり内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上がり内径が適正であることを次の測定方法により確認する。

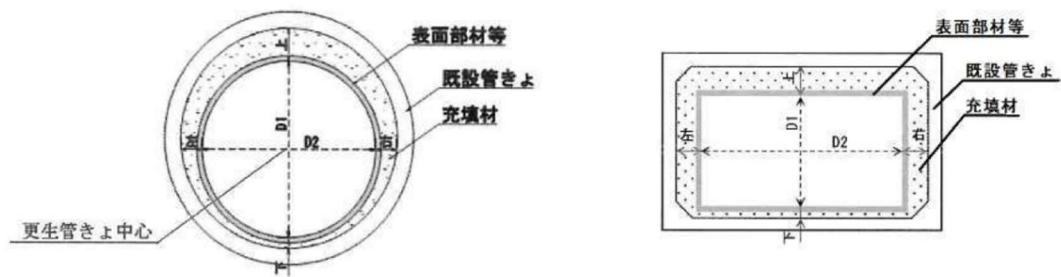
- (1) 仕上がり内径の測定は、スパン毎の上下流マンホール管口付近で行うこと。人が入ることができる場合は、仕上がり内径についてスパンの中間部付近でも 1 地点以上、高さや幅の 2 箇所で行うこと。
- (2) 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。
- なお、流下能力は計画流量以上の水理性能を確保しているものを合格とする。
- 検査対象とする水量については、設計で用いた水量とする。



7.3 更生管きよの管厚の管理

出来形検査では、次の事項を確認する。なお、出来形管理に用いる更生管厚は、表面部材やかん合部材等を含めた充填材硬化後の仕上がり厚さとする。

- (1) 更生管きよの管厚の測定時期は、充填材の硬化後以降とする。
- (2) 更生管きよの管厚測定地点は、1 スパンの上下流マンホールの管口付近及び中間地点付近で行う。計測方法は各工法の計測方法に準じて行う。
- (3) 更生管きよの管厚測定箇所は、断面の中心部において上下左右の 4 箇所とする。
- (4) 管厚の測定地点及び測定箇所について、下水供用下等の現場状況により管底部の測定が困難な場合は、発注者との協議により測定地点及び測定箇所を決定する。
- (5) 更生管きよの管厚の検査基準は、構造計算における設計強度を満たす更生管厚の最小値以上とする。



7.4 内面仕上がり状況の管理

- (1) 受注者は、更生工完了時において、更生管内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて、目視あるいはテレビカメラにより、外観検査を行い、その結果を監督員に提出する。
- (2) 受注者は確認の内容としては、更生管の変形、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や以上箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れ等の異常がないことを確認し、その結果を監督員に提出する。
- (4) 受注者は、取付け管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認する。
- (5) 複合管では、構造上、充填材が更生管として部材の一部となることから、充填材が確実に充填されていることの確認ができる方法を施工計画書に盛り込むこと。

第8節 提出書類

受注者は、工事完了時に標準仕様書で示す書類の他に以下の図書を監督員に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 出来形平面図 | (2) 本管用調査記録表 |
| (3) 事前調査集計表 | (4) 出来形管理表 |
| (5) 材料表（納品伝票） | (6) 施工管理 |
| (7) 充填材圧力・注入量管理 | (8) 品質性能試験報告書 |

- (9) 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- (10) 工事写真・映像記録(DVD)
- (11) その他監督員が指示したもの

条件明示チェックリスト

高松市

明 示 事 項		該 当		
1	工程関係（当該工事に影響がある他の工事等）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
2	用地関係（借地の場所・期間・復旧方法等）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
3	公害関係（水替、流入防止施設等）が必要な場合 （ ）	有 ☐	無 ☒	
4	安全対策関係（交通安全施設等、作業時間の制限、換気設備等の内容・期間）の有無 （片側交互通行 ）	有 ☒	無 ☐	
5	工事用道路関係（一般道路の使用、仮設道の設置等の内容・期間）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
6	仮設備関係（他の工事に引渡す又は引継ぐ場合の内容・時期・条件等）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
7	建設副産物関係（建設発生土の処分・保管条件、建設副産物の処理条件等）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
8	工事支障物件等（地上、地下等への占用物件の内容等）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
9	薬液注入関係（薬液注入の内容・条件等）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
10	自然的・社会的条件（施工不可の期間、交通規制、出水期、漁業等）で制約を受ける内容及び時期 （ ）	有 ☐	無 ☒	
11	土壌汚染対策法第4条第1項の届出義務（届出対象外、届出済、届出予定等）の有無 （ ）	有 ☐	無 ☒	
12	週休2日モデル工事の対象の有無 （発注者指定型 ）	有 ☒	無 ☐	
13	工事の翌年度への繰越 （予算（令和8年度現年予算） ）	不可 ☐	予定無 ☒	予定有 ☐
14	その他（部分使用を行う場合、使用箇所、使用期間等）の有無 （電子納品対象工事、情報共有システム試行対象工事、建設現場の遠隔臨場試行対象工事 ）	有 ☒	無 ☐	